

現代語訳 パーリ受戒健度

— 第二五 — 七九章 — [上]

武 田 龍

はじめに

原始仏教聖典は、口誦によって伝承された聖典である。記憶のうちから取り出し口に出して誦え、それを聞いて胸中に蔵^{たくま}め保持する。この方法で連綿と語り伝えられた聖典である。口誦伝承された聖典は、まず口承文芸として取り扱われねばならない。訳者はすでに口承文芸研究の視点から、パーリ受戒健度の仏伝部分を調査した。⁽¹⁾

訳者は、文書化された口承文芸を読んで違和感を覚えた自身の経験を踏まえ、文中にあっても特に意味らしい意味を持たない語句の頻出多用に著目した。そこでは、*atha kho*の句を採り上げて、この句が置かれた位置を調べ、その位置に置かれたことの持つ働きや機能を考察した。その結果、パーリ受戒健度仏伝の各エピソードの内容的まとめると、*atha*

*kho*の配置とが、対応した関係にあることを明らかにした。*atha kho*が配置されることによって、新しい段落が設定されたことが知らされ、とりわけ時を特定し強調する場合に、*tena kho pana samayena*が配置されていることがわかった。つまり、*atha kho*はその位置において話を区切り段落をつけるという重要な役割を果しており、意味を持たない段落区切り装置として機能していることがわかった。そして受戒健度仏伝が、各種の定型表現の組み合わせとそのくり返しによって編まれており、如法なる出家受戒の原則を語るものであったことを明らかにした。

仏教聖典は、仏陀の教法を釈尊の言行のうち語り伝えるものである。話の筋は先刻承知されている。たとえ釈尊が神通変化を現じて超人的活躍を見せたとしても、聖典は、手に汗を握って話の展開を追う冒険物語ではない。

原始仏教聖典が教団内で口誦によって伝承されたのは、当時、筆記具

H. Oldenberg: The Vinaya Pitakam, vol. I (PTS, 1969) p. 6.

凡 例

が身近になかったとか、筆記して記録する習慣の欠如とかのさまざまの事情を超えて、口語りの持つ教育的効果とでも言うべきものが理解され重視されていたからであろう。筋のわかった話を折あるごとに教団内で語り、聴く。語り手も聴き手も、くり返しのうちに思い出し、再認識し、認識を深めていったものと思われる。聖典に現れるくり返しを、冗長で煩しく退屈なもの、と簡単に切り捨ててはならない。教団内での聖典の口誦は、形骸化した死せる伝承ではなく、大いなる感動を伴う生きた教化であり、それは修道の実践であったのだ。

パーリ律藏受戒韃度には、すでに『南伝大藏経』第三卷(昭和十三年初版)所収の渡邊照宏博士によるすぐれた翻訳がある。また、いわゆる

仏伝部分にあたる前半部(第一―二四章。Vinaya Pitaka, vol. I, pp. 1―24)には、前田恵學博士による明快な現代語訳「ブッダの開教―マハーヴァツガー」(『世界文学大系4 インド集』筑摩、昭和三四年)がある。

ここに掲載する現代語訳は、それに続く後半部ともいえる部分(第二五―七九章。Vin. vol. I, pp. 44―98)の翻訳である。⁽²⁾原文に忠実に訳したが、幾つかの語句の訳語訳文の妥当性について不安がある。また、地の文に対して、「」内の会話文は口語調で訳したが、果してこういうニュアンスで口誦されていたかどうか、疑問が残る。これらは今後の課題としたい。訳者の力不足にもとづく過誤が予想されるとしても、全体としてみれば、現代語訳の意義を充分にもつものと思う。依用した原本は

一、本文の行頭に付した丸数字は、訳者がこの翻訳にあたって採用した区分方式による段落を表す。

一、本文中の「」は訳者が補足したもの。() は訳者による説明。

一、本文中の…は原本の本文中に省略されている箇所を表す。

一、本文の右脇に付した()内の数字は註記を表し末尾に掲げる。

一、本文の右脇に付した「」内の漢数字は原本(PTS)のバラグラフナンバーを示し、本文上部に付した算用数字は原本の頁数を示す。

44

〈第二章〉―〈第二章〉

⁽¹⁾ tēna kho pana samayena 和尚を持たない比丘たちが、教誡指導を

受けられずに、袈裟衣をきちんと着ず、比丘にふさわしい服装をせずに、托鉢に出かけた。彼らは、人々が食事をしている時に、軟かい食物の上に不浄な鉢をさし出し、硬い食物の上にも不浄な鉢をさし出し、風味のよい料理の上にも不浄な鉢をさし出し、飲物の上にも不浄な鉢をさし出し、自分でスूपやご飯を指示して食べた。食堂でも甲高い声や大声を

挙げて騒がしかった。^(三)人々は、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして沙門釈子たちは、袈裟衣をきちんと着ず比丘にふさわしい服装をせずに托鉢をするのか。人々が食事をしている時に、軟かい食物の上に不浄な鉢をさし出し、硬い食物の上にも不浄な鉢をさし出し、風味のよい料理の上にも不浄な鉢をさし出し、飲物の上にも不浄な鉢をさし出し、自分でスープやご飯を指示して食べたりするのか。食堂でも甲高い声や大声を挙げて騒がしくするのか。まるで施食（バラモン食）を受ける時のバラモンのような」と。^(三)比丘たちは、困惑し怒り憤慨するのを聞いた。比丘の中でも少欲知足で恥を知り誠実にして修行を切望する者たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして比丘たちは、袈裟衣をきちんと着ず比丘にふさわしい服装をせずに托鉢をするのか。人々が食事をしている時に、軟かい食物の上に不浄な鉢をさし出し、硬い食物の上にも不浄な鉢をさし出し、風味のよい料理の上にも不浄な鉢をさし出し、飲物の上にも不浄な鉢をさし出し、自分でスープやご飯を指示して食べたりするのか。食堂でも甲高い声や大声を挙げて騒がしくするのか」と。

② ^(四) *atha kho* その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。

③ *atha kho* 世尊は、この縁に因りこの機会に比丘衆（サンガ）を集めさせて、比丘たちに質問された。「比丘たちよ、比丘たちが袈裟衣をきちんと着ず比丘にふさわしい服装をせずに托鉢に出かけて、人々が食事をしてしている時に、軟かい食物の上に不浄な鉢をさし出し、硬い食物の上にも不浄な鉢をさし出し、風味のよい料理の上にも不浄な鉢をさし出

し、飲物の上にも不浄な鉢をさし出し、自分でスープやご飯を指示して食べたり、食堂でも甲高い声や大声を挙げて騒がしくするのは、本当なのか」と。「世尊よ、本当です」と。^(五)仏陀世尊は叱責された。「比丘たちよ、その愚か者たちの行為は、「比丘たるに」ふさわしくなく不適當不適切にして沙門に値せず威儀に適わず、なしてはならぬ行為である。比丘たちよ、一体どうしてその愚か者たちは、袈裟衣をきちんと着ず、比丘にふさわしい服装をせずに托鉢に出かけ、人々が食事をしている時に、軟かい食物の上に不浄な鉢をさし出し、硬い食物の上にも不浄な鉢をさし出し、風味のよい料理の上にも不浄な鉢をさし出し、飲物の上にも不浄な鉢をさし出し、自分でスープやご飯を指示して食べたり、食堂でも甲高い声や大声を挙げて騒がしくするのか。比丘たちよ、これは未信者に浄信を起こさせることもなければ、浄信ある者を増大させることもない。

④ *atha kho* 比丘たちよ、これは未信者に浄信を起こさせることもなければ、浄信ある者の一部を心変わりさせてしまうものだ。」

⑤ ^(六) *atha kho* 世尊は、その比丘たちを多くの方便を用いて叱責し、身の養い難さ・大欲・不満足・社交による怠惰を非難された。多くの方便を用いて、身の養い易さ・少欲・知足・儉約・頭陀（煩惱のふるい落とし）・浄信・減小・精進努力を称讃され、比丘たちにそれにふさわしい説法をされて、比丘たちと呼ばかけて言われた。「比丘たちよ、和尚を許します。比丘たちよ、和尚は弟子を息子のつもりで養いなさい。弟子

は和尚に父のつもりで仕えなさい。このようにお互いに尊敬し合い、尊重し合い協力して暮らすならば、この法と律と〔を学ぶこと〕において、繁榮と興隆が得られるであろう。比丘たちよ、和尚を請うにはこのようにしなさい。——上衣を偏袒にして足を礼拝し蹲踞して合掌して次のように言いなさい。『尊者よ、私の和尚になって下さい。尊者よ、私の和尚になって下さい。尊者よ、私の和尚になって下さい』と。『よろしい』とか『すみやかに』とか『承知した』とか『ふさわしい』とか『淨信をもって努力せよ』とか、態度で示され言葉で示され態度と言葉で示されれば、和尚を引き受けてもらえたのである。態度で示されず言葉で示されれば、和尚と言葉で示されなければ、和尚を引き受けてもらえなかつたのである。比丘たちよ、弟子は和尚に正しく仕えなさい。正しい仕え方とはこうである。——早朝に起きて、履物を脱ぎ、上衣を偏袒にして、揚枝をさし上げ、うがい水をさし上げ、坐具を敷きなさい。粥があれば、食器を洗ってから粥を〔入れて〕さし上げなさい。粥を飲み終わると、水をさし上げ食器を受け取って下に置き、壊さないように気をつけて洗ってから収納しなさい。和尚が立ち上がれば坐具を片付けなさい。その場所が汚れておれば、そこを掃除しなさい。和尚が村へ入りたいのであれば、下着（裙）を渡して副裙を受け取り、帯を手渡し重衣を畳んで手渡し、鉢を洗ってから水を入れて手渡しなさい。和尚が隨行の沙門を必要とするならば、三輪（臍と両膝）を覆うようにきちんと衣を着け、帯を締め、重衣を畳んで着て、結び紐を結び、鉢を洗って持ち、和尚の

隨行の沙門となりなさい。つかず離れずに行きなさい。鉢の中に布施されたものを受けなさい。和尚が話している時は、途中で遮ってはならない。和尚が戒に触れそうな話をする時には、それを止めなさい。戻る時には、先に帰って坐具を敷き、足洗い水・足台・足拭布を用意して出迎え、鉢衣を受け取って、副裙を手渡し下着（裙）を受け取りなさい。衣が汗で湿っておれば、暫く暑い所で乾かしなさい。暑い地面に衣を置くのではない。衣は畳みなさい。衣を畳むには、四指を端に残して衣を畳みなさい。中央部に傷をつけないようにしなさい。襪のところ帯を締めなさい。施食があつて和尚が食べたいと望むなら、水をさし上げてから施食をさし上げなさい。和尚は水が要りますか、と尋ねなさい。食後は水をさし上げ、鉢を受け取り下に置き、壊さないように気をつけて洗い、水気を切ってから暫く暑いところで乾かしなさい。暑い地面に鉢を置くのではない。鉢衣を収納しなさい。鉢を納めるには、片手で鉢を47持ち、もう一方の手で寝台の下か椅子の下を触って確めてから鉢を納めなさい。むき出しの場所に鉢を置いてはならない。衣を納めるには、片手で衣を持ち、もう一方の手で衣桁か衣綱を拭いて、向うに端をこちらに襷を寄せて衣を納めなさい。和尚が立ち上がれば坐具を片付けなさい。足洗い水・足台・足拭布を収納しなさい。その場所が汚れておれば、そこを掃除しなさい。和尚が沐浴を望めば、入浴の用意をしなさい。冷水浴の希望であれば冷水を用意し、温水浴の希望であれば温水を用意しなさい。和尚が暖房に入りたいたのであれば、粉を捏ね浴土を湿らし、暖

房用の椅子を持って和尚のすぐ後について行き、暖房用の椅子を手渡し衣を受け取り隅に置き、粉を手渡し浴土を手渡しなさい。できれば〔一緒に〕暖房に入りなさい。暖房に入るには、浴土を顔に塗り、前と後ろを隠して暖房に入りなさい。^(十三)長老比丘を押し退けて坐ってはならない。

新參比丘が坐ることを拒んではならない。暖房内では和尚に奉仕しない。暖房から出るには、暖房用の椅子を持って前と後ろを隠して暖房から出なさい。〔沐浴の〕水中でも和尚に奉仕しなさい。沐浴から先に出る、自分の身体の水を拭き、下着を着けて、和尚の身体の水を拭き取り、下着を手渡し、重衣を手渡し、暖房用の椅子を持って先に出て、坐具を敷き、足洗い水・足台・足拭布を近くに用意しなさい。和尚は水が要りますか、と尋ねなさい。^(十四)教えを説いてもらいたい時には教えを説いてもらいなさい。質問したい時には質問しなさい。和尚の住む精舎が汚れたら、できれば掃除しなさい。精舎を掃除するには、先ず鉢衣を運び出して隅に置き、坐具敷物を運び出して隅に置き、敷布と枕を運び出して隅に置きなさい。^(十五)寝台を下に置き、戸や楣まぐさにぶつけて壊さないように気をつけて運び出して隅に置きなさい。椅子を下に置き、戸や楣にぶつけて壊さないように気をつけて運び出して隅に置きなさい。寝台の脚部を運び出して隅に置き、痰壺を運び出して隅に置き、枕板を運び出して隅に置きなさい。地面の敷物は、敷き方を考えて運び出して隅に置きなさい。精舎に蜘蛛の巣があれば、先ずよく見てから払い取りなさい。開き窓や隅のところを掃除しなさい。紅土で塗られた壁の隅のところが

汚れておれば、布巾を湿らせ圧さえて拭きなさい。黒色に塗った地面の隅のところが汚れておれば、布巾を湿らせ圧さえて拭きなさい。何も加工されていない地面であれば、水を撒いて掃きなさい、精舎を塵で汚してはならない。ゴミは分別ぶんべつして隅に捨てなさい。^(十六)地面の敷物は、日に

干し汚れを取り叩いてから運び入れ、敷いてあった通りに敷きなさい。寝台の脚部は、日に干し拭いてから運び入れ、元のところに置きなさい。寝台は、日に干し汚れを取り叩いて下に置き、戸や楣にぶつけて壊さないように気をつけて運び入れ、元のように設置しなさい。椅子は、日に干し汚れを取り叩いてから下に置き、戸や楣にぶつけて壊さないように気をつけて運び入れ、元のように設置しなさい。敷布と枕は、日に干し汚れを取り叩いてから運び入れ、元のように置きなさい。坐具敷物は、日に干し汚れを取り叩いてから運び入れ、元のように置きなさい。痰壺は、日に干し拭いてから運び入れ、元の場所に置きなさい。枕板は、日に干し拭いてから運び入れ、元の場所に置きなさい。^(十七)鉢衣を収納しなさい。鉢を納めるには、片手で鉢を持ち、もう一方の手で寝台の下か椅子の下を触って確めてから鉢を納めなさい。むき出しの場所に鉢を置いてはならない。衣を納めるには、片手で衣を持ち、もう一方の手で衣桁（十八）か衣綱を拭いて、向うに端をこちらに襷を寄せて衣を納めなさい。東方から塵風が吹けば、東側の窓を閉めなさい。西方から塵風が吹けば、西側の窓を閉めなさい。北方から塵風が吹けば、北側の窓を閉めなさい。^(十九)南方から塵風が吹けば、南側の窓を閉めなさい。寒季には、昼は窓を開

け夜は閉めなさい。暑熱時には、昼は窓を閉め夜は開けなさい。僧房(十九)が汚れば、僧房を掃除しなさい。私室が汚れば、私室を掃除しなさい。講堂が汚れば、講堂を掃除しなさい。火堂が汚れば、火堂を掃除しなさい。廁房(大便秘所)が汚れば、廁房を掃除しなさい。飲物がなければ飲物を用意し、食物がなければ食物を用意しなさい。水漉し瓶に水がなければ、水漉し瓶に水を注ぎなさい。和尚が不快になれば、弟子は自分で〔和尚の〕気を紛らわすか他人に気を紛らわさせるか、あるいは和尚に説法をしなさい。和尚が〔懺悔すれば済む程度の〕不品行をした場合は、弟子は自分で〔不品行を〕取り消すか他人に取り消させるか、あるいは和尚に説法をしなさい。和尚が悪見をもつたなら、弟子は自分で〔悪見から和尚を〕遠離させるか他人に遠離させるか、あるいは和尚に説法をしなさい。和尚が尊法を犯して別住(三)に値する場合には、弟子はサンガが和尚に別住を課すように努めなさい。和尚が本日治(ほんじち)に値する場合には、弟子はサンガが和尚を本日治にするように努めなさい。和尚が摩那埵(マナタ)に値する場合には、弟子はサンガが和尚に摩那埵を課すように努めなさい。和尚が出罪(しゅい)させるように努めなさい。サンガが、和尚に苦切・依止・驅出・下意・挙罪の羯磨(けぼ)を行おうとする場合には、弟子はサンガが和尚に羯磨を行わないように、あるいは軽減するように努めなさい。サンガが、和尚に苦切・依止・驅出・下意・挙罪の羯磨を實行した場合には、弟子は和尚が正しく受け、素直に服し、滅罪に励み、サンガがその羯磨を解く

ように努めなさい。和尚の衣を洗うには、弟子が洗うか、誰か他の人(二二)に和尚の衣を洗わせなさい。和尚の衣を作るには、弟子が作るか、誰か他の人に和尚の衣を作らせなさい。和尚の〔衣用の〕染料を煮るには、弟子が煮るか、誰か他の人に煮させなさい。和尚の衣を染めるには、弟子が染めるか、誰か他の人に染めさせなさい。衣を上手に染めるには、何度も掻き回し裏返しては染め、滴の垂れるうちは離れてはならない。(二四)和尚に無断で、他人に鉢を与えてはならず、他人から鉢を受けてはならない、他人に衣を与えてはならず、他人から衣を受けてはならない。他人に資具を与えてはならず、他人から資具を受けてはならない、他人を剃髪してはならず、他人に剃髪させてはならない。他人に任せてはならず、他人に任させてはならない、他人に奉仕してはならず、他人に奉仕させてはならない、他人の随行沙門となつてはならず、他人を随行沙門としてはならない、他人の施食を取り出してはならず、他人に施食を取り出させてはならない。和尚に無断で、村に入つてはならない、墓地に入つてはならない、諸方に去つてはならない。和尚が病氣になれば、命ある限り看護し、快復を待ちなさい。——和尚に仕える章 終わり(二)比丘たちよ、和尚は弟子を正しく導きなさい。正しく導くとは、こうである。比丘たちよ、和尚は、説示・質問・教誡・指導によつて弟子を摂護し摂受しなさい。和尚に鉢があり弟子に鉢がなければ、和尚は弟子に鉢を与えるか、誰か他の人から弟子に鉢を与えさせなさい。和尚に衣があり弟子に衣がなければ、和尚は弟子に衣を与えるか、誰か他の人から

弟子に衣を与えさせなさい。和尚に資具があり弟子に資具がなければ、和尚は弟子に資具を与えるか、誰か他の人から弟子に資具を与えさせなさい。弟子が病気になれば、朝早く起きて、楊枝を与え、うがい水を与え、坐具を敷きなさい。粥があれば、食器を洗ってから粥を〔入れて〕手渡しなさい。粥を飲み終わると、水を与え食器を受け取って下に置き、壊さないように気をつけて洗ってから収納しなさい。弟子が立ち上げれば、坐具を片付けなさい。その場所が汚れておれば、そこを掃除しなさい。弟子が村に入りたいたのであれば、下着（裙）^(三)を与えて副裙を受け取り、帯を与え重衣を畳んで与え、鉢を洗ってから水を入れて与えなさい。ほどなく戻るようであれば、坐具を敷き、足洗い水・足台・足拭布を用意して出迎え、鉢衣を受け取って、副裙を与えて下着を受け取りなさい。衣が汗で湿っておれば、暫く暑い所で乾かしなさい。熱い地面に衣を置くのではない。衣は畳みなさい。衣を畳むには、四指を端に残して衣を畳みなさい。中央部に傷をつけないようにしなさい。襷のところを帯を締めなさい。施食があつて弟子が食べたいと望むなら、水を与えてから施食を手渡しなさい。弟子に水が要るかと思ねなさい。食後は水を与え鉢を受け取って下に置き、壊さないように気をつけて洗い、水気を切ってから暫く暑い所で乾かしなさい。熱い地面に鉢を置くのではない。鉢衣を収納しなさい。鉢を納めるには、片手で鉢を持ち、もう一方の手で寝台の下か椅子の下を触って確かめてから鉢を納めなさい。むき出しの場所に鉢を置いてはならない。衣を納めるには、片手で衣を持ち、

もう一方の手で衣桁か衣綱を拭いて、向うに端をこちらに襷を寄せて衣を納めなさい。弟子が立ち上げれば坐具を片付けなさい。足洗い水・足台・足拭布を収納しなさい。その場所が汚れておれば、そこを掃除しなさい。弟子が沐浴を望めば、入浴の用意をしなさい。冷水浴の希望であれば冷水を用意し、温水浴の希望であれば温水を用意しなさい。弟子が暖房に入りたいたのであれば、粉を捏ね浴土を湿らし、暖房用の椅子を持って行き、暖房用の椅子を与え衣を受け取り隅に置き、粉を与え浴土を与えなさい。できれば〔一緒に〕暖房に入りなさい。暖房に入るには、浴土を顔に塗り、前と後ろを隠して暖房に入りなさい。長老比丘を押し退けて坐つてはならない。新參比丘が坐ることを拒んではならない。暖房では弟子に奉仕しなさい。暖房から出るには、暖房用の椅子を持って前と後ろを隠して暖房から出なさい。〔沐浴の〕水中でも弟子に奉仕しなさい。沐浴から先上がり、自分の身体の水を拭き、下着を着けて、弟子の身体の水を拭き取り、下着を与え重衣を与え、暖房用の椅子を持つて先に出て、坐具を敷き、足洗い水・足台・足拭布を用意しなさい。弟子に水が要るかと思ねなさい。弟子の住む精舎が汚れたら、できれば掃除しなさい。精舎を掃除するには、先ず鉢を運び出して隅に置き、……（第二章一四―一九と同じ）……水渡し瓶に水がなければ、水渡し瓶に水を注ぎなさい。弟子が不快になれば、和尚は自分で〔弟子の〕気を紛らわすか他人に紛らわさせるか、あるいは弟子に説法をしなさい。弟子が〔懺悔すれば済む程度の〕不品行をした場合は、和尚は自分で〔不

護し、快復を待ちなさい。

——弟子を導く章 終わり

〈第二七章〉

品行を」取り消すか他人に取り消させるか、あるいは弟子に説法をしなさい。弟子が悪見を持ったなら、和尚は自分で〔悪見から弟子を〕遠離させるか他人に遠離させるか、あるいは弟子に説法しなさい。⁽²⁵⁾ 弟子が尊法を犯して別住に値する場合には、和尚はサンガが弟子に別住を課すように努めなさい。弟子が本日治に値する場合には、和尚はサンガが弟子を本日治にするように努めなさい。弟子が摩那埵^{マナダ}に値する場合には、和尚はサンガが弟子を出罪に値するよう努めなさい。弟子が摩那埵^{マナダ}に値する場合には、和尚はサンガが弟子を出罪に値するよう努めなさい。⁽²⁶⁾

53 尚はサンガが弟子に摩那埵を課すように努めなさい。弟子が出罪に値する場合には、和尚はサンガが弟子を出罪に値するよう努めなさい。サンガが、弟子に苦切・依止・驅出・下意・拳罪の羯磨を行おうとする場合には、和尚はサンガが弟子に羯磨を行わないように、あるいは軽減するように努めなさい。サンガが、弟子に苦切・依止・驅出・下意・拳罪の羯磨を実行した場合には、和尚は弟子が正しく受け、素直に服し、滅罪に励み、サンガがその羯磨を解くように努めなさい。⁽²⁷⁾ 弟子の衣を洗うには、和尚が「このように洗いなさい」と教えるか、誰か他の人に弟子の衣を洗わせなさい。弟子の衣を作るには、和尚が「このように作りなさい」と教えるか、誰か他の人に弟子の衣を作らせなさい。弟子の〔衣用の〕染料を煮るには、和尚が「このように煮なさい」と教えるか、誰か他の人に弟子の染料を煮させなさい。弟子の衣を染めるには、和尚が「このように染めなさい」と教えるか、誰か他の人に弟子の衣を染めさせなさい。衣を上手に染めるには、何度も掻き回し裏返しては染め、滴の垂れるうちは離れてはならない。弟子が病気になれば、命ある限り看

① ⁽¹⁾ *tena kho pana samayena* 弟子たちは和尚に正しく仕えなかった。少欲の比丘たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして弟子たちは和尚に正しく仕えないのか」と。

② *atta kho* その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、弟子たちが和尚に正しく仕えないとは本当なのか」と。「世尊よ、本当です。」仏陀世尊は叱責された。「比丘たちよ、一体どうして弟子たちは和尚に正しく仕えようとしなかったのか」と。叱責し説法をしてから、⁽²⁾ 比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、弟子たるものは、和尚に正しく仕えなければならぬ。正しく仕えない者は、悪作の罪となる」と。それでも正しく仕えなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、正しく仕えない者を擯出^{ビツム}することを許します。比丘たちよ、擯出とはまさにこのようにしなさい。【私は汝を擯出する】、【ここに戻って来てはならない】、【汝の鉢衣を持ち去れ】、【汝は私に仕えてはならない】と態度で示し言葉で示し態度と言葉で示せば、弟子は擯出され、態度で示さず言葉で示さず態度と言葉で示さなければ、弟子は擯出されな⁽³⁾ い」と。

③ ⁽³⁾ *tena kho pana samayena* 弟子たちは、擯出されても謝罪しなかつ

た。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、謝罪することを許します。」それでも謝罪しなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、擯出された者は必ず謝罪しなさい。謝罪しない者は、悪作の罪となる」と。

④ ^(四) tena kho pana samayena 和尚たちは、謝罪を受け容れなかった。

世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、謝罪を受け容れることを許します」と。それでも受け容れなかった。弟子たちは、去ったり還俗したり外道に走ったりした。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、謝罪をされた相手の者は必ず受け容れなさい。受け容れない者は、悪作の罪となる」と。

⑤ ^(五) tena kho pana samayena 和尚たちは、正しく仕える者を擯出し、正しく仕えない者を擯出しなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、正しく仕える者を擯出してはならない。擯出する者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、次の五項目を充たす弟子を擯出しなさい。」

——和尚に対する最高の愛情がない、最高の信頼がない、最高の謙遜がない、最高の尊敬がない、最高の献身がない。比丘たちよ、この五項目を充たす弟子を擯出しなさい。比丘たちよ、次の五項目を充たす弟子を擯出してはならない。——和尚に対する最高の愛情がある、最高の信頼がある、最高の謙遜がある、最高の尊敬がある、最高の献身がある。比丘たちよ、この五項目を充たす弟子を擯出してはならない。比丘たちよ、^(七) 55次の五項目を充たす弟子は擯出されて当然である。——和尚に対する最

高の愛情がない……最高の献身がない。比丘たちよ、この五項目を充たす弟子は擯出されて当然である。比丘たちよ、次の五項目を充たす弟子を擯出することは不当である。——和尚に対する最高の愛情がある……最高の献身がある。この五項目を充たす弟子を擯出することは不当である。比丘たちよ、次の五項目を充たす弟子を擯出しない和尚には過誤があり、擯出する和尚に過誤はない。——和尚に対する最高の愛情がない……最高の献身がない。比丘たちよ、この五項目を充たす弟子を擯出しない和尚には過誤があり、擯出する和尚に過誤はない。比丘たちよ、次の五項目を充たす弟子を擯出する和尚には過誤があり、擯出しない和尚に過誤はない。——和尚に対する最高の愛情がある……最高の献身がある。比丘たちよ、この五項目を充たす弟子を擯出する和尚には過誤があり、擯出しない和尚に過誤はない」と。

〈第二八章〉

① ^(一) tena kho pana samayena 一人のパラモンが比丘たちのところへ出て出て出家を請うたところ、比丘たちは彼を出家させることを望まなかった。彼は、比丘のもとで出家できなかったたので、瘦せて貧相になり顔色悪く黄色になって血管が浮き出てきた。世尊は、そのパラモンが瘦せて貧相になり顔色悪く黄色になって血管が浮き出てきたのをご覧になった。ご覧になってから比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、

「私は、尊者たちに請うて具足戒を受けたわけではない。どうしてあなた方は、請いもしないのに私に具足戒を受けたのか」と。世尊にこの旨⁵⁷を申し上げた。「比丘たちよ、請われもしないのに具足戒を受けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、請われて具足戒を授けることを許します。比丘たちよ、具足戒を請うにはこのようにしなさい。具足戒を受けたいと願う者は、サンガのところへ出かけて、上衣を偏袒にし比丘たちの足を礼拝し蹲踞し合掌してこのように言いなさい。【私はサンガに具足戒を請います。サンガは憐んで私を救いたまえ】、二度び請いなさい……三度び請いなさい……。聰明有能な比丘が、サンガに知らせなさい。【サンガは私の話を聞きたまえ。この某は、尊者某から具足戒を受けたいと願う。某は某を和尚としてサンガに具足戒を請う。サンガに異論がなければ、某を和尚として、某に具足戒を授けよう。これは表白である。サンガは私の話を聞きたまえ。この某は、尊者某から具足戒を受けたいと願う。某は某を和尚としてサンガに具足戒を請う。サンガは某を和尚として某に具足戒を授ける。某を和尚として具足戒を授けることを認める尊者は沈黙し、認めない者は発言しなさい。二度び私はこのことを言う。……三度び私はこのことを言う。……サンガは、某を和尚として某に具足戒を授け終わった。サンガは認めるからこそ沈黙している。私はこのように了解する」と。

〈第三〇章〉

① ⁽¹⁾ *teṇa kko pana samayena* 王舎城で〔仏教サンガに対して〕すばらしい食事〔の布施〕が引き続いて行われた。

② *atta kko* 一人のバラモンがこう思った。「この沙門釈子たちは、戒易く行易く、善い食事を食べては快適な臥床に横たわっている。私は、沙門釈子のもので出家することにしよう」と。

③ *atta kko* そのバラモンは比丘たちのところへ出かけて出家を請い、比丘たちは彼を出家させ具足戒を授けた。彼が出家すると、引き続き行われた食事〔の布施〕がなくなった。比丘たちはこう言った。「さあ友よ、托鉢に出かけよう」と。彼はこう言った。「私は托鉢に出かけるために出家したのではない。私に食物を与えてくれれば食べるが、与えてくれなければ還俗してやる」と。「お前は腹を満たすために出家したのか」「そうです」と。少欲の比丘たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして比丘ともあるうものが、このように善く説かれた法と律とにおいて、腹を満たすために出家したりするのか」と。その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘よ、汝が腹を満たすために出家したとは、本当なのか」と。「世尊よ、本当です。」仏陀世尊は叱責された。「愚か者め、一体どうして汝は、このように善く説かれた法と律とにおいて腹を満たすために出家したりするのか。愚か者め、これは未信者に淨信を

起こさせることもなければ、すでに淨信ある者を増大させることもない。叱責し説法をしてから、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、具足戒を授ける際に、四依を教えることを許します。すなわち、出家は乞食に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、僧伽食・別請食・請食・行籌食・十五日食・布薩食・月初食である。出家は糞掃衣に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、罽麻衣・木綿衣・絹衣・毛織衣・大麻衣・紵衣ちまゐである。出家は樹下坐に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、精舎・片屋根家・殿堂・樓房・洞窟である。出家は陳葉葉に依る。汝はこれを命ある限り努め励みなさい。余得は、熟酥・生酥・胡麻油・蜂蜜・糖蜜である」と。

——第五 和尚に仕えることを誦える品 終わり

〈第三章〉

① ⁽¹⁾ *tena kho pana samayena* 一人の青年が、比丘たちのところへ出て出家を請うた。比丘たちは予め彼に四依を教えた。彼はこう言った。「もし私は出家してから依止を教えられたのであれば、大いに喜んだでしょうが、私はもう出家しません。四依は、私には都合が悪いし、守れないに決まっていますから」と。比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、予め四依を教えてはならない。教える者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、具足戒を授けた直後に四依を教えることを許します」

と。

② ⁽¹⁾ *tena kho pana samayena* 比丘たちは、二人や三人という人数で具足戒を授けた。世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、十人未満の人数で具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、十人か十人以上の人数で具足戒を授けることを許します」と。

③ ⁽¹⁾ *tena kho pana samayena* 法臘が一歳や二歳の比丘たちが、弟子に具足戒を授けた。尊者ウパセーナ・ヴァンガンタプッタも、法臘一歳で弟子に具足戒を授けた。彼は安居を過ごして法臘二歳となり、法臘一歳の弟子を連れて、世尊のもとへ出かけ、世尊に挨拶して片隅に坐った。客比丘と親しく挨拶を交わすのは、仏陀世尊の常であった。

④ ⁽¹⁾ *atha kho* 世尊は、尊者ウパセーナ・ヴァンガンタプッタにこう言われた。「比丘よ、〔修行に〕堪えられるか、活力はあるか、道中では疲れなかったか」と。「世尊よ、〔修行に〕堪えられます。世尊よ、活力はあります。世尊よ、私たちは道中では疲れませんでした」と。諸々の如来は知っていても質問され、知っていても質問されない。時を知って質問され、時を知って質問されない。諸々の如来は、目的に合うことを質問され、目的に適わぬことは質問されない。諸々の如来は、目的に適わぬことに対しては、悪習を打破される。諸仏世尊は、二つの場合に比丘たちに質問される。法を説く必要がある時と、⁽⁷⁾声聞（出家修行者）に⁽⁵⁾処（戒律）を定める必要がある時である。

⑤ ⁽⁵⁾ *atha kho* 世尊は、尊者ウパセーナ・ヴァンガンタプッタにこう言

われた。「比丘よ、汝は法臘何歳になるのか」と。「世尊よ、私は二歳になります」と。「では、この比丘は何歳か」と。「世尊よ、一歳です」と。「この比丘は〔汝の〕何になるのか」と。「世尊よ、私の弟子です」と。仏陀世尊は叱責された。「愚か者め、〔比丘たるに〕ふさわしくなく、不適當不適切にして沙門に値せず威儀に適わず、なしてはならぬ行為である。愚か者め、一体どうして汝は、他人から教誡され指導を受けるべき身でありながら、他人を教誡し指導しようなどと思うのか。愚か者め、汝は早くも贅沢に転落して、衆を引き連れている。愚か者め、これは未信者に淨信を起こさせることもなければ、すでに淨信ある者を増大させることもない」と。叱責し説法をしてから、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、法臘十歳未満の者は、具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、法臘十歳か十歳以上の者が具足戒を授けることを許します」と。

⑥ ^(六) *tena kho pana samayena* 比丘たちが「私は法臘十歳だ、私は法臘十歳だ」といって、愚痴無能な者までが具足戒を授けた。和尚より弟子の方が賢明・聡明・多聞にして智慧あるように見えた。一人のもと外道であった者が、和尚が法について説いている時に、和尚を論難してもとの外道のところへ帰った。少欲^(七)の比丘たちは、困惑し怒り憤慨した。「一体どうして比丘たちは、『私は法臘十歳だ、私は法臘十歳だ』といつて愚痴無能な者までが具足戒を授けようとしたりするのか。和尚より弟子の方が賢明・聡明・多聞にして智慧あるように見えるとは」と。

⑦ *atta kho* その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、比丘たちが『私は法臘十歳だ、私は法臘十歳だ』といつて愚痴無能な者までが具足戒を授け、和尚より弟子の方が賢明・聡明・多聞にして智慧あるように見えるとは、本当なのか」と。「世尊よ、本当です。」^(八) 仏陀世尊は叱責された。「比丘たちよ、一体どうして『私は法臘十歳だ、私は法臘十歳だ』といつて、愚痴無能な者たちまでが具足戒を授け、和尚より弟子の方が賢明・聡明・多聞にして智慧あるように見えるのか。比丘たちよ、これは未信者に淨信を起こさせることもなければ、淨信ある者を増大させることもない」と。叱責し説法をしてから、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、愚痴無能な者が具足戒を授けてはならない。授ける者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、聡明有能にして法臘十歳か十歳以上の比丘が具足戒を授けることを許します」と。

〈第三章〉 — 〈第三章〉

① ^(一) *tena kho pana samayena* 比丘たちは、和尚が去り、還俗し、死亡し、外道に改宗したりしたため、教誡指導を受けられずに、袈裟衣をきちんと着ず、比丘にふさわしい服装をせずに、托鉢に出かけた。彼らは、人々が食事をしている時に……(第二章一四と同じ)……「世尊よ、本当です」と。叱責し説法をしてから、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、阿闍梨は、侍者を息子のつもりで養いなさい。侍者は阿

私は法臘十歳だ」といって愚痴無能な者までが依止を与えようとしたりするのか。阿闍梨より侍者の方が賢明・聡明・多聞にして智慧あるように見えるとは」と。

② ⁽¹¹⁾ aha kho その比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、私は法臘十歳だ、私は法臘十歳だ」といって愚痴無能な者までが依止を与えたとは、本当なのか」と。「世尊よ、本当です。」仏陀世尊は叱責された。叱責し説法をしてから、比丘たちに呼びかけて言われた。「比丘たちよ、愚痴無能な者が依止を与えてはならない。与える者は、悪作の罪となる。比丘たちよ、聡明有能にして法臘十歳か十歳以上の比丘が依止を与えることを許します」と。

〈第三十六章〉 — 〈第三十七章〉

① ⁽¹¹⁾ tena kho pana samayena 比丘たちは、阿闍梨和尚が去り、還俗し、死亡し、外道に改宗したりしたため、依止が解消されたことを知らなかった。世尊にこの旨を申し上げた。「和尚からの依止の解消に、次の五つがある。和尚が去り、還俗し、死亡し、外道に改宗した時と命令の五つである。比丘たちよ、この五つが和尚からの依止の解消である。比丘たちよ、阿闍梨からの依止の解消に、次の六つがある。阿闍梨が去り、還俗し、死亡し、外道に改宗した時と命令の五つと、和尚と共にある場合である。比丘たちよ、この六つが阿闍梨からの依止の解消である。」⁽¹²⁾

たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。——無学の戒蘊を習得実践していない。無学の定蘊を習得実践していない。無学の慧蘊を習得実践していない。無学の解脱蘊を習得実践していない。無学の解脱知見蘊を習得実践していない。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。⁽¹³⁾ 比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——無学の戒蘊を習得実践している。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。⁽¹⁴⁾ 比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うことができない。——自ら無学の戒蘊を習得実践せず、他人にも無学の戒蘊を督励しない……自ら無学の解脱知見蘊を習得実践せず、他人にも無学の解脱知見蘊を督励しない。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うことができない。⁽¹⁵⁾ 比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——自ら無学の戒蘊を督励している……自ら無学の戒蘊を習得実践し、他人にも無学の戒蘊を督励している……自ら無学の解脱知見蘊を習得実践し、他人にも無学の解脱知見蘊を督励している。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。⁽¹⁶⁾ 更にまた、比丘たちよ、次の五

項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。——不信・無慚・無愧・怠惰・忘失である。

比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——有信・有慚・有愧・勤精進・念現前である。比丘たちよ、この

五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。

——増上戒において破戒、増上行において破行、増上見において破見、少聞、劣慧である。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——増上戒において持戒、増上行において浄行、増上見において勝見、多聞、有慧である。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。——侍者か弟子が、病氣になれば、自らが看護するか他人に看護させることができる。不快になれば、自らが〔侍者か弟子の〕気を紛らわすか他人に紛らわさせることができない。〔懺悔すれば済む程度の〕不品行をした場合は、

法に照らして自らが〔不品行を〕取り消すか他人に取り消させることができる。罪過を知らず、罪過からの出罪を知らない。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——侍者か弟子が、病氣になれば、自らが看護するか他人に看護させることができる。不快になれば、自らが〔侍者か弟子の〕気を紛らわすか他人に紛らわさせることができない。〔懺悔すれば済む程度の〕不品行をした場合は、

法に照らして自らが〔不品行を〕取り消すか他人に取り消させることができる。罪過を知らず、罪過からの出罪を知らない。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——侍者か弟子が、病氣になれば、自らが看護するか他人に看護させることができる。不快になれば、自らが気を紛らわすか他人に紛らわさせることができる。不品行をした場合は、法に照らして自らが取り消すか他人に取り消させることができる。罪過を知り、罪過からの出罪を知る。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。——侍者か弟子に、増上行学を学ばせることができず、初梵行（修行の基礎）学を教導できず、勝法（アビダルマ）を教導できず、勝律（アビヴィナヤ）を教導できず、悪見を持てば法に照らして遠離させるか他人に遠離させることができない。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——侍者か弟子に、増上行学を学ばせることができ、初梵行学を教導でき、勝法を教導でき、勝律を教導でき、悪見を持てば法に照らして遠離させるか他人に遠離させること

ができる。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。——罪過を知らず、無罪を知らない。軽罪を知らず、重罪を知らない。両波羅提木叉を詳細に知らず、善く分別せず、善く転ぜず、経と文とを善く区別しない。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——罪過を知り、無罪を知る。軽罪を知り、重罪を知る。両波羅提木叉を詳細に知り、善く分別し、善く転じ、経と文とを善く区別する。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。——罪過を知らず、無罪を知らない。軽罪を知らず、重罪を知らない。法臘が十歳未満である。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。比丘たちよ、次の五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——罪過を知り、無罪を知る。軽罪を知り、重罪を知る。法臘が十歳か十歳以上である。比丘たちよ、この五項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。

——具足戒を授けることができる五〔項目〕十六事 終わり
〔二〕比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。——無学の戒蘊を習得実践していない。無学の定蘊を習得実践していない。無学の慧蘊を習得実践していない。無学の解脱蘊を習得実践していない。無学の見蘊を習得実践していない。法臘が十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けることができる。——無学の戒蘊を習得実践している……無学の解脱知見蘊を習得実践している。法臘が十歳か十歳以上である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。——自ら無学の戒蘊を習得実践せず、他人にも無学の戒蘊を督励しない……自ら無学の解脱知見蘊を習得実践せず、他人にも無学の解脱知見蘊を督励しない。法臘十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うてはならない。比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——自ら無学の戒蘊を習得実践し、他人にも無学の戒蘊を督励している……自ら無学の解脱知見蘊を習得実践し、他人にも無学の解脱

脱知見蘊を督励している。法臘が十歳か十歳以上である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。^(五)更にまた、比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養ってはならない。

——不信・無慚・無愧・怠惰・忘失・法臘十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養ってはならない。^(六)比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——有信・有慚・有愧・勤精進・念現前・法臘十歳か十歳以上である。比丘たちよ、

この六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。^(七)更にまた、比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養ってはならない。

——増上戒において破戒、増上行において破行、増上見において破見、少聞、劣慧、法臘十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養ってはならない。^(八)比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——増上戒において持戒、増上行において浄行、増上見において勝見、多聞、有慧、法臘十歳か十歳以上である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授け、依止を与え、沙弥を養うことができる。^(九)更にまた、比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、

沙弥を養ってはならない。——侍者か弟子が、病気になれば、自らが看護するか他人に看護させることができず、不快になれば、自らが(侍者か弟子の)気を紛らわすか他人に紛らわさせることができず、不品行をした場合は、法に照らして自らが取り消すか他人に取り消させることができず、罪過を知らず、罪過からの出罪を知らない。法臘十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養うことができる。^(十)更にまた、比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養ってはならない。——侍者か弟子に、増上行学を学ばせることができず、初梵行学を教導できず、勝法を教導できず、勝律を教導できず、悪見を持って法に照らして遠離させることができず、法臘が十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を授けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養ってはならない。^(十一)比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具

足戒を受け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——侍者か弟子に、増上行学を学ばせることができ、初梵行学を教導でき、勝法を教導でき、悪見を持って法に照らして遠離させることができ、法臘が十歳か十歳以上である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を受け、依止を与え、沙弥を養うことができる。更にまた、^(十三)比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を受けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。——罪過を知らず、無罪を知らない。軽罪を知らず、重罪を知らない。両波羅提木叉を詳細に知らず、善く分別せず、善く転ぜず、経と文とを善く分別せず、法臘十歳未満である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を受けてはならず、依止を与えてはならず、沙弥を養つてはならない。^(十四)比丘たちよ、次の六項目を充たす比丘は、具足戒を受け、依止を与え、沙弥を養うことができる。——罪過を知り、無罪を知る。軽罪を知り、重罪を知る。両波羅提木叉を詳細に知り、善く分別し、善く転じ、経と文とを善く分別し、法臘が十歳か十歳以上である。比丘たちよ、この六項目を充たす比丘は、具足戒を受け、依止を与え、沙弥を養うことができる。」

と。——具足戒を受けることができる六〔項目〕^(五)十六事 終わり

〈第三八章〉

69① ⁽¹⁾tena kho pana samayena もと外道であった者が、和尚が法につい

パーリ受戒健度

て説いている時に、和尚を論難してもの外道のところへ帰ってしまった。彼は再び戻つて来て、比丘たちに具足戒を請うた。比丘たちは世尊にこの旨を申し上げた。「比丘たちよ、もと外道であった者が、和尚が法について説いている時に、和尚を論難してもの外道のところへ帰つてしまったのであれば、彼が戻つて来たとしても、具足戒を受けてはならない。比丘たちよ、一人のもと外道であった者が、この法と律において出家を願ひ具足戒を願うのであれば、彼には四ヶ月の別住を与えなさい。^(二)与えるにはこのようにしなさい。先ず剃髪し袈裟衣を着て上衣を偏袒にし比丘たちの足を礼拝し蹲踞し合掌して次のように言いなさい。『私は仏に帰依します。私は法に帰依します。私は僧伽に帰依します。二度び……三度び私は仏に帰依します。三度び私は法に帰依します。三度び私は僧伽に帰依します』と。比丘たちよ、もと外道であった者はサンガのところへ来て、上衣を偏袒にし比丘たちの足を礼拝し蹲踞し合掌してこのように言うのです。『尊者よ、私は某というもと外道であった者です。この法と律とにおいて具足戒を願ひます。私はサンガに四ヶ月の別住を請ひます』と。二度び請ひなさい。三度び請ひなさい。聰明有能な比丘がサンガに知らせなさい。『サンガは私の話を聞きたまえ。このもと外道であった某は、この法と律とにおいて具足戒を願う。彼はサンガに四ヶ月の別住を請う。サンガに異論がなければ、サンガはもと外道であった某に四ヶ月の別住を与えよう。これは表白である。』^(四)サンガは私の話を聞きたまえ。このもと外道であった某は、この法と律とにおい

て具足戒を願う。彼はサンガに四ヶ月の別住を請う。サンガはもと外道であつた某に四ヶ月の別住を与える。もと外道であつた某に四ヶ月の別住を与えることを認める尊者は沈黙し、認めない者は発言しなさい。サンガは、もと外道であつた某に四ヶ月の別住を与えることにした。サンガは認めるからこそ沈黙している。このように私は了解する」と。比丘たちよ、もと外道であつた者の中にも適格者と不適格者がある。比丘たちよ、どの様な者がもと外道であつて不適格なのか。比丘たちよ、ここに〔掲げると〕もと外道で、村へ入るのに早過ぎ、戻るのに遅過ぎる者。比丘たちよ、こういう者は、もと外道であつても不適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、遊女・未亡人・粗野な娘・去勢者・比丘尼と親しむ者。比丘たちよ、こういう者は、もと外道であつても不適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、同梵行者の種々のなすべきことにおいて無能なうえに怠惰で、その方法を観察して身につけることもせず、なすこと不十分のうえ準備不足の者。比丘たちよ、こういう者はもと外道であつても不適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、増上戒・増上心・増上慧を説示・質問することに熱心でない者。比丘たちよ、こういう者は、もと外道であつても不適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、もと所屬していた外道の師・学説・忍耐・目的・執着が誹謗される時には、怒つて樂しまず喜ばないでいて、仏・法・僧が誹謗される時には喜び小躍りし満足する者。もと所屬していた外道の師・学説・忍耐・目的・執着を

称讚される時には喜び小躍りし満足し、仏・法・僧が称讚される時には怒つて樂しまず喜ばない者。比丘たちよ、これは、もと外道であつた者の中でも、決定的に不適格な者である。比丘たちよ、この様な者は、もと外道であつても不適格である。比丘たちよ、もと外道であつてこの様な不適格者が来ても、具足戒を授けてはならない。比丘たちよ、どの様な者がもと外道であつて適格なのか。比丘たちよ、ここに〔掲げると〕もと外道で、村に入るのに早過ぎず、戻るのに遅過ぎない者。比丘たちよ、こういう者は、もと外道であつても適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつても適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、遊女・未亡人・粗野な娘・去勢者・比丘尼と親しまない者。比丘たちよ、こういう者は、もと外道であつても不適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、同梵行者の種々のなすべきことにおいて有能勤勉で、その方法を観察して身につけ、なすこと十分のうえ準備万全の者。比丘たちよ、こういう者はもと外道であつても適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、増上戒・増上心・増上慧を説示・質問することに熱心な者。比丘たちよ、こういう者はもと外道であつても適格である。更にまた、比丘たちよ、もと外道であつて、もと所屬していた外道の師・学説・忍耐・目的・執着が誹謗される時には、喜び小躍りし満足し、仏・法・僧が誹謗される時には怒つて樂しまず喜ばない者。もと所屬していた外道の師・学説・忍耐・目的・執着を称讚される時には怒つて樂しまず喜ばないでいて、仏・法・僧が称讚される時には喜び小躍りし満足する者。比丘たちよ、

これは、もと外道であった者の中でも、決定的に適格な者である。比丘たちよ、このような者は、もと外道であっても適格である。比丘たちよ、もと外道であつてこのような適格者が来たら、具足戒を授けなさい。^(十一)比丘たちよ、もと外道であつた者が裸でやつて来る場合には、和尚が世話をして衣を求めなさい。髪を切らずに来る者には、サンガが剃髪の許可を与えなさい。比丘たちよ、拜火教徒・螺^{ほり}警行者⁽⁹⁾であつた者が来るならば、具足戒を授けなさい。彼らに別住を与える必要はない。なぜかといへば、彼らは業を語り行爲を語るからである。比丘たちよ、釈迦族出身のもと外道であつた者がやつて来れば、具足戒を授けなさい。彼らに別住を与える必要はない。比丘たちよ、私は親族にこの特別の恩典を与えよう。

——もと外道であつた者の章〔終わり〕

第七誦品〔終わり〕

註

- (1) 拙稿「パーリ受戒健度伝にみる口誦機能」(前田惠學博士頌寿記念佛教文化學論集)五一―七三頁、山喜房、一九九一年。
- (2) 紙数の都合で、上(第二五―三八章)、下(第三九―七九章)に二分して掲載する。
- (3) 別住、本日治、摩那埵は、僧殘罪を犯した比丘に対するそれぞれの処罰。出罪は、比丘が罪を懺悔して清浄となつてサンガに復権すること。律藏小品第三 集健度参照。
- (4) 苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨、拳罪羯磨については、小品第一 羯磨健度参照。

パーリ受戒健度

- (5) *appatti dukkatasā* 軽罪。故意に犯したのでなければ、心中に懺悔し学ぶべきもの。故意に犯したのであれば長老比丘に懺悔する。
- (6) サンガの共同生活から追放し、共住を禁ずること。長く排斥する滅擯と、悪行をこらしめるための擯出との二種類があり、後者は懺悔謝罪すれば許される。
- (7) 本来は、釈尊の警咳に接し教えを受けた人をいう。仏弟子のこと。のちに仏教教団に属する出家修行者に限定される。
- (8) 十六事とあるが、本文は十四事を挙げるのみ。
- (9) 第一五―二二章を参照のこと。